

第2回港北区食中毒川柳コンテスト実施要項

1 目的

横浜市食中毒予防キャンペーンの一環として、食中毒に関する川柳の募集を広報することで、多くの人に食中毒について関心を持ってもらうことを目的とする。

また、優秀作品に選ばれた川柳を市民への食中毒予防啓発に役立てる。

2 本事業の実施者

本事業は、港北区役所と港北区食品衛生協会の共催により実施する。

3 募集期間

令和6年8月1日（木）～令和6年9月30日（月）※郵送の場合は、締切日までの消印有効

4 応募対象者

横浜市在住、在勤、在学の方

5 応募にあたっての留意事項

- (1) 食中毒をテーマとすること。
- (2) 原則として、「5・7・5」の形式とすること。
- (3) 未発表の作品であること。
- (4) 応募数に制限なし。
- (5) 作品の著作権は港北区役所に帰属するものとする（食中毒予防啓発等に使用）。

6 応募者の個人情報の取扱い

応募者の個人情報は、優秀作品受賞者への連絡及び景品の発送のために使用し、その他の目的には使用しない。

7 募集の広報

広報よこはま（港北区版）8月号に募集記事を掲載するとともに、港北区役所ホームページ及び港北区役所公式X（旧ツイッター）でも募集情報を発信する。

8 応募方法

港北区生活衛生課あてに、郵送、FAX、電子申請、窓口への直接持ち込みのいずれかの方法により応募するものとする。

応募の際は、住所、氏名、年代、電話番号、作品（川柳）、ペンネームを明記するものとする。

9 優秀作品の選定

(1) 食品衛生係での選定

応募作品の中から、市民への食中毒予防啓発に役立つものを最大 10 作品選定する。

(2) 優秀作品の選定

ア 金賞（1 作品）

9 (1) で選定した作品の中から、港北区食品衛生協会長が選定する。

イ 銀賞（1 作品）

9 (1) で選定した作品（金賞受賞作品を除く）の中から、港北区長が選定する。

ウ 銅賞（1 作品）

9 (1) で選定した作品（金賞及び銀賞受賞作品を除く）の中から、港北区福祉保健センター長が選定する。

10 優秀作品の発表方法

同年 10 月下旬に、港北区役所ホームページに掲載するとともに、受賞者には別途連絡する。
また、同年 11 月の約 1 カ月間、港北区役所掲示板に優秀作品のポスターを掲示する。

11 受賞者の景品

(1) 金賞

商品券 5,000 円分

(2) 銀賞

商品券 3,000 円分

(3) 銅賞

クオカード 1,000 円分

なお、受賞者の景品は、本事業の共催者である港北区食品衛生協会が負担するものとする。